

## 違反建築物等に関する公聴会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法施行細則（昭和59年船橋市規則第77号。以下「細則」という。）第3条の9の規定に基づき、違反建築物等に関する公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見の聴取の請求)

第2条 細則第3条第1項の規定により、公開による聴取を行うことを請求する者（以下「請求者」という。）は、請求の理由、住所及び氏名を記載した意見の聴取請求書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(公聴会開催の通知及び告知)

第3条 市長は、前条の請求により公聴会を行う場合は、公聴会開催通知書（第2号様式）により、公聴会の期日の2日前までに、請求者に対して通知するとともに、その旨を公告しなければならない。

(代理人の選任届)

第4条 請求者は、代理人を選任する場合においては、あらかじめ代理人選任届（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

(補佐人の出席)

第5条 第3条の規定による通知を受けた請求者又は代理人（以下「被聴取者」という。）は細則第3条の4の規定により補佐人を出席させる場合は、あらかじめ補佐人出席届（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(公聴会の期日の延期)

第6条 被聴取者は、公聴会の期日をやむを得ない理由により出頭できないときは、公聴会の前日までに公聴会期日延期届（第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合においては、その理由を正当と認めるときは、公聴会の期日を延期することができる。

3 市長は、災害その他やむを得ない理由により公聴会を行うことができないと認めるときは、公聴会の期日を延期することができる。

4 市長は、前2項の規定により公聴会の期日を変更したときは、公聴会期日変更通知書（第6号様式）により被聴取者に通知するとともに、その旨を公告

しなければならない。

(公聴会の方法)

第7条 公聴会は口頭により行う。

(調書の作成)

第8条 主宰者は、細則第3条の7第2項の規定に基づき、調書を作成し、保管するものとする。

2 前項の規定による調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 件名
- 二 公聴会の年月日及び場所
- 三 被聴取者の住所及び氏名
- 四 公聴会に出席した被聴取者及び傍聴人の住所及び氏名
- 五 陳述、発言及びその要旨
- 六 証拠が提出されたときは、その要旨及び証拠の標目

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月2日から施行する。

第1号様式

意見の聴取請求書

年 月 日

船橋市長 あて

請求者

住 所

氏 名

建築基準法第 条第 項の規定に基づき 年 月 日付けを受領

しましたが、下記の理由により、公開による意見の聴取を請求します。

記

(理由)

第3号様式

代理人選任届

第 年 月 日  
号

船橋市長 あて

住所

氏名

印

下記の者を代理人として選任しましたので、届け出ます。

記

- 1 住所
- 2 氏名
- 3 生年月日
- 4 職業

第4号様式

## 補佐人出席届

第 年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

印

下記の者を補佐人として出席させますので、届け出ます。

### 記

- 1 住所
- 2 氏名
- 3 生年月日
- 4 職業

第5号様式

## 公聴会期日延期届

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

印

違反建築物等に関する公聴会運営要綱第3条の規定による公聴会開催通知を受けましたが、次の理由により公聴会期日延期届を提出いたします。

理由